ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ　１から17までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ　１から17までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

［削る。］

ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の173に相当する単位数

［加える。］

ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)　１から17までにより算定した単位数の1000分の129に相当する単位数

２　令和７年３月31日までの間、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定医療型児童発達支援事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)　１から17までにより算定した単位数の1000分の156に相当する単位数

(2)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)　１から17までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数

(3)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)　１から17までにより算定した単位数の1000分の153に相当する単位数

(4)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)　１から17までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

(5)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)　１から17までにより算定した単位数の1000分の122に相当する単位数

(6)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)　１から17までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

(7)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)　１から17までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

(8)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)　１から17までにより算定した単位数の1000分の143に相当する単位数

(9)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)　１から17までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(10)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)　１から17までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(11)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)　１から17までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(12)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)　１から17までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

(13)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)　１から17までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

(14)　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)　１から17までにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

備考　表中の［　］の記載は注記である。